

平成26年稲敷市農業委員会第8回総会

〔8月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 5 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 6 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
 - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 8 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 10 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
 - 日程 11 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程 10 議案第4号
- 日程 11 議案第5号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |

4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎文雄君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
8番	川島昇君	23番	飯塚恒雄君
7番	吉岡一仁君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一郎君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

欠席委員

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭
農政課長	内田義博
農政課係長	萩原隆行

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

7月31日（木） 稲敷郡農業委員会協議会会長・局長研修会
 ～8月1日（金） 於 新潟県南魚沼市

出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

8月6日（水） 茨城県農業会議第152回定例総会・農政活動推進本部第96回
 代議員総会

於 水戸市 茨城県市町村会館

出席者 加納 昭会長，森川事務局長

8月20日（水） 平成26年度農業者年金加入推進本部長研修会
於 水戸市 茨城県市町村会館
出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
小貫和子委員，小更礼子係長

午後3時9分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成26年8月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君） 本日、第5号議案説明のため農政課職員の出席していることを報告いたします。それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。欠席委員は0人です。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、2番、関口邦子委員、3番、蛭原 一委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」

でございます。

受理番号1番，本新，田1筆，5，900平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号8番までを一括してご報告いたします。議案書の2ページから5ページにかけてになります。本届出は被相続人の死亡によりそれぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者はいずれも自作地として耕作しており農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。内容の詳細につきましてはそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第3号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番，本新，田1筆，5，900平方メートルでございますが，耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願
いいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」を
議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）7ページをお開き願います。

報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、下太田字秋葉台、畑3筆、489平方メートルでございますが、茨城県
竜ヶ崎工事事務所が行う県道竜ヶ崎潮来線の道路改良工事事業用地として使用するため届
出があったものです。農地法第5条第1項第1号に基づくものであります。

受理番号2番、下根本字前沼、田5筆、665.48平方メートルでございますが、稲
敷土地改良事務所が行う基幹農道整備事業板橋伊佐津2期地区の盛土敷地用地として利用
するため届出があったものでございます。農地法施行規則第53条第4号に基づくもので
ございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願
いいたします。

日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う
現況照会について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）8ページをお開き願います。

報告第5号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所、龍ヶ崎支部より照会のあったものでございます。佐原
組新田字伊佐部、田3筆、6,438平方メートルでございますが、さる7月22日担当
委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法の農地に該当するため買受適
格者証明を要する旨回答をいたしました。次に、

受理番号2番、水戸地方裁判所、龍ヶ崎支部より照会のあったものでございます。佐原
組新田字伊佐部、田2筆、3,504平方メートルでございますが、さる7月22日担当
委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、農地法の農地に該当するため買受適
格者証明を要する旨回答をいたしました。同じく、

受理番号3番，水戸地方裁判所，龍ヶ崎支部より照会のあったものでございます。伊佐部字宿下，畑1筆，241平方メートルでございますが，さる7月22日担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果，農地法の農地に該当しないため買受適格者証明を要しない旨回答をいたしました。以上よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」でございます。売買による所有権移転5件，贈与による所有権移転2件の合計7件でございます。

受理番号1番，結佐字流作ほか，田3筆，5，041平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例促進事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番，佐原組新田字釜井，田3筆，5，997平方メートルについてでございますが，農地中間管理機構が行う特例促進事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号3番，羽賀字遠原，畑2筆，22，308平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号4番，本新，田1筆，1，996平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号5番，阿波崎字中子，畑1筆，198平方メートルについてでございますが，受人が耕作便利のため受贈するものでございます。続きまして，10ページをお開き願います。

受理番号6番，太田字中郷，田1筆，3，044平方メートルについてでございますが，受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

受理番号7番，下根本字天神下，田1筆，91平方メートルについてでございますが，受人が耕作便利のため買受けるものでございます。

以上7件の調査の結果は，全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で，議案第1号 受理番号1番から7番までの説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番については、農林振興公社案件ですので調査報告を省略いたします。受理番号3番について澤邊委員より報告をお願いいたします。

○28番（澤邊雅之君）28番，澤邊です。受理番号3番について報告いたします。8月13日に宮本委員と受人との調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しています。農作業従事日数は200日であります。経営面積は200アールであります。調査の結果受人は，農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号4番について，関口委員より報告願います。

○2番（関口邦子君）2番，関口です。受理番号4番について報告いたします。さる8月20日に保科委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクターは共同，ハス堀機械一式を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積159アールであります。調査の結果，受人は農地取得の要件を満たしており，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号5番について，永長委員より報告をお願いします。

○27番（永長秀敏君）27番，永長です。受理番号5番について報告いたします。8月19日，蛭原委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻，野菜などを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積381アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について，川島委員より報告をお願いします。

○8番（川島 昇君）8番，川島です。受理番号6番について報告いたします。8月21日に古澤委員と受人調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は180日であります。経営面積は416アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおりで間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に，受理番号7番について，山口委員より報告をお願いいたします。

○18番（山口幸一君）18番，山口です。受理番号7番について報告いたします。8月21日に吉岡委員と受人調査をし，申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は

主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日あります。経営面積は128アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）11ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、本新、田1筆、1、246平方メートルについてでございますが、申請人が農業用資材置場に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域内用途変更済、土地改良区域内同意済であり農地区分は第1種農地と考えられ別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号1番について、さる21日、保科委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなくすでに、農業用資材置場用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありません。以上のこ

とから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）12ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、犬塚字稻荷脇、畑1筆、999平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、下根本字谷津、畑1筆、638平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場に転用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域内外であり農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、西代字東田、田1筆、498平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場及び通用路に転用するものであります。申請地は、非線引区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第3号、受理番号1番から3番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○31番（山下恭一君）31番山下です。受理番号1番について、さる21日、清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査した結果は事務局の説明どおり間違いはなくすでに、駐車場用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議、お願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について、山口委員より報告をお願いいたします。

○18番（山口幸一君）18番山口です。受理番号2番について、さる21日、吉岡委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、駐車場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号3番について、さる21日、関口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いはなく、駐車場及び通用路として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対す

る進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）13ページをお開き願います。

議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、堀川字北作ほか、畑7筆、1,473平方メートルについてでございますが、申請人が期間延長するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○8番（宮本 昇君）8番川島です。受理番号1番について、さる21日、古澤委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく一時的に侵入路として利用しているものを期間延長するものであり周辺農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、承認相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程11 議案第5号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について」を議題といたします。農政課より説明をお願いいたします。

農政課長

○農政課長（内田義博君）農政課の内田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは議案第5号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について」でございますが、総会の議案とは別にお配りしてございます。左上に議案5号と記載のある資料をご覧くださいと思います。稲敷市の基本構想の改正につきまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会の意見をお願いするものでございます。一枚めくっていただきますと今回の改正の概要が載せてございます。今回の改正につきましては、関係法令の施行に伴うものでありまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律及び農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に基づき茨城県の基本方針の改正を受けまして、稲敷市基本構想について所要の改正をするものでございます。主な改正の概要は、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を加えますとともに、今般施行されました農地中間管理事業への記載等の変更を行うものでございます。改正の詳細につきまして、この後担当者より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○農政課係長（萩原隆行君）農政課の萩原でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、私の方から、今、農政課長の方からご説明がありました一部改正について概要の部分につきましてご説明の方をさせていただきます。概要の方を一枚めくっていただきますと今回の基本構想の一部改正の新旧対照表の方が14枚ほど載せてございます。こちらの方をご説明させていただきますとかなり時間がかりますので、すいません、先ほどの概要の方に戻っていただきまして3番の主な変更の内容の方を読み上げて、ご説明とさせていただきます。まず（1）農業経営基盤強化促進法の一部改正の施行による改正の部分につきましては、2つございます。1つにつきましては、農地の売買等を行う農地保有合理化法人が廃止され農地中間管理機構が当該事業を事業の特例として実施することに伴います文言等の修正でございます。もう一つが、今申し上げました内容に伴いまして農地保有合理化法人（団体）を農地中間管理機構に又、農地保有合理化事業を農地中間管理事業へ変更するものでございます。次に（2）としましては、農業の構造改革を推進するため「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」の施行による改正でございます。これに関係しますのが3点ほどございます。まず、1点目といたしましては、青年等就農計画及び青年等就農資金が農業経営基盤強化促進法に位置づけられたことに伴いまして、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を追記することになりました。この内容につきましては、青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方といたしまして認定農業者の約4割程度の所得、労働時間を県の方で示してございますのでそちらの考え方を採用させていただきますと、当市としても同じ年間総労働時間を2,000時間、年間農業所得を250万円とさせていただきます。次に2点

目といたしましては、新規就農者が目標とすべき農業経営の基本的指標といたしまして13類型を表にして掲載してございます。こちらにつきましても、県の基本方針及び現在まで掲載しておりました市の基本構想に記載される経営品目を参考に作成をさせていただきました。次に3点目といたしましては青年等の就農促進の体制としまして、市と県及び関係機関、団体との総合的な連携の内容を盛り込むこととなっておりますので、今回の法律の改正により、青年農業者等育成センターが、県の農林振興公社に位置づけられたことに伴いまして、新規就農相談センターの機能、就農相談のワンストップ窓口、こちらの事業を活用させていただくとして記載をさせていただいたものでございます。簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。はい。

○8番（川島 昇君） 8番川島です。農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴って基盤強化とはどのようなになるのですか。農地中間管理事業が入っただけで基盤強化になるのですか。事務的なことを書いただけではないのか。それで農業基盤の強化になるのか。

○農政課長（内田義博君） ただ今のご質問でございますが、今般の市の基本構想の改正につきましても改正の概要でもご説明したのですけれども農業経営基盤強化促進法の中で市町村の基本構想の作成に於きましては、県の基本方針に則することとの条項がございます。今般は関係法令の改正に基づきまして、県の方の基本方針の改正を受けまして、市の基本構想につきましても所要の改正をするということでございます。文言等の事務的な改正に立ってしまうことは、おっしゃるとおりでございます。

○8番（川島 昇君） わかりました。もう一点。土地利用型の場合年間2,000時間、農業所得が250万円、どの位の面積をやったらなるのですか。米価がどんどん下落している訳です。どんどん面積を大きくしていても所得が減っていく一方のような感じがしているのです。この数字はどの基本で、だした数字なのですか。

○議長（加納 昭君） はい。農政課長。

○農政課長（内田義博君） ただ今のご質問でございますが、こちらの年間総労働時間2,000時間それと年間農業所得250万円という県の方の方針を採用するものでございます。今の質問の回答にはならないのですが、農業の経営形態等も一概にこれだと示しておりませんので、それぞれの経営形態に基づきまして面積等が算出されるかと思うのですけれども、現在ご質問に、たいへん恐縮ですがお答えできる資料等がございませんのでこちらにつきましても県の方に確認する必要があるのかと思っております。

○8番（川島 昇君） 価格がある程度一定になっていけば大体の目安は立つのですが、このところ毎年下がる一方でしょう。そうするとどれだけの面積をこなして年間250万円の所得を得るのか見当がつかないのです。そこらへんをもう少しある程度、新規就農の場合わからない訳だから、もう少し、こうわかりやすいデータを出してもらいたい。そうしないと30町歩やるのだから50町歩やるのだから100町歩やるのだから、わからない訳だから新規就農の場合、何もわからない訳だから目標の設定ができない。以上です。

○議長（加納 昭君） はい。どうぞ。

○2番（関口邦子君） 2番関口です。250万円という所得は、総所得それとも純所得。純利益とかどちらなのでしょう。それ以下になった年度の決算の場合は何か経営をダメになる可能性がでてくるのですか。

○議長（加納 昭君） はい。萩原君。

○農政課係長（萩原隆行君） 農政課の萩原です。認定の方がダメになるということはないのですが、現在の認定農業者制度もそうなのですが、一応、3年目、5年目の時には年間の経営状況を見直しすることで指導することになっておりますので、ダメになることではございません。

○議長（加納 昭君） その他にありますか。はい。

○24番（飯田 稔君） 24番飯田です。その所得のことはともかくとしても、茨城県の基準みたいなことだということだけど、茨城県全体の市町村はみんな金太郎飴みたいに250万円になるの、どういうことなの。市の計画なのだから稲敷市として、今までの中でどうなのとか。県を参考にしても独自のがもう少し主体的に市の意見が、こういう構想の中に反映されることが大切なことなのかと気がしています。それともう一つは、これは審議会があるのですか、最終的に決定する農業委員会の会長とかJAとか認定農家の代表がでて、最終的な基本構想を決定する諮問するとか答申するとは何処になるのですか、農業委員会この団体の意見を聞いて決めていくのですか、決定の手続きとして、その点教えてください。

○議長（加納 昭君） はい。萩原君。

○農政課係長（萩原隆行君） ただ今のご質問に、ご回答させていただきます。こちらの基本構想の改正につきましては、農業経営基盤強化促進法の中で農業委員会、JA等の意見をいただいて、この後原案を作りまして県の方にお示しをしまして、県と協議をすることになってございます。最終的には県の許可をいただいて決定をすることになってございます。以上でございます。

○24番（飯田 稔君） そうすると市独自ではそういう代表者会議とか諮問会などには諮らないでそれぞれの農業に関する団体、農業委員会とか、今言ったJAとか意見を聞いてそれを勘案して原案を作って県の許可を得る手続きだけですか。改定だからそういうことなのだろうけど、何か今たいへん農業行政が動いている時だから、何か将来展望を含めてそういうことを審議する機関みたいなものに諮れば、すぐ持ってきて、今日だしてどうですかといわれても、はい、そうですと言う訳にはいかないだろうし、ダメともいえないだろうし難しいところなので、やはり中で十分揉んでいただければありがたいという要望を申し上げて意見とします。

○議長（加納 昭君） ここでの最終的な決定ではないそうですので、農業委員会の中では決定しますが全体的な決定は、また、あとで会議をもって決定するそうです。

○議長（加納 昭君） 農業委員会の中での決定をします。それでは、質疑も出たところですので、これより議案第5号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に

係る意見決定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これもちまして、平成26年8月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後4時5分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

2 番委員 関 口 邦 子 ⑩

3 番委員 蛸 原 一 ⑩